

平成 27 年 3 月 12 日

入札参加業者 様

京丹後市財務部入札契約課

施工体制台帳の作成・提出について

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 85 号）により、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）が改正され、施行体制台帳の記載事項として外国人技能実習及び外国人建設就労者の従事の様子が追加されることとなりました。

京丹後市においても、全ての公共工事の下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳の作成及び提出を義務付けることとします。つきましては平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告及び通知を行う案件から下記のとおり改正しますのでご留意ください。

記

1. 施工体制台帳の作成・提出について

改正内容

「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が 3,000 万円（建築一式 4,500 万円）以上になる」を「下請契約を締結した」に改正しますのでご留意ください。